

暮らしのほっとラインSEED24 会員規約

第1章 総則

第1条(規約)

1. この規約は、株式会社シー・コーポレーション(以下「当社」という)が運営する「暮らしのほっとラインSEED24」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約(以下「会員規約」という)を定めるものとする。

2. 当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者(以下「会員」という)の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の会員規約に基づくものとします。

3. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」という)を設けることがあります。これらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。

第2条(定義)

1. 会員とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き(会費納入を含む)を行う当社がこれを承諾した者(個人を指します)を、当社の承諾は、会員IDを付与した会員証(以下「会員証」という)を発行することにより行くとします。会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。

2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸分譲(但し、何れの形態においても専有部室内に限る)を指します。

3. 同居人とは、会員がサービス対象物件において入会申込み時点で、同居している方をいいます。但し、あらかじめ当社所定の入会申込書に記載された方且つ会員の配偶者及び二親等以内の法定相続人であるサービスが受けられるものとします。記載、もしくは届出の連絡が無い方は本サービスの対象外となります。

4. 会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」の契約は、法人が本サービスの対象物件を宅事等として利用することを目的に当社と法人名義で契約(1社1室につき1契約扱いとする)をし、当該法人の役員・従業員、または他の使用人等が本サービスの対象物件に入居する場合には限りません。「法人会員」は、あらかじめ当社所定の入会申込書に記載された方(以下「サービス対象者」という)に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、もしくは届出の連絡が無い方は本サービスの対象外とします。

第3条(本サービスの利用及び種類)

1. 会員は、会員規約の定めるところに従って本サービスを利用することができます。

2. 同居人及びサービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約もしくは諸規定等に特約の定めがある場合はこの限りではありません。

3. 会員は、同居人及びサービス対象者が本サービスを利用する場合においては、同居人及びサービス対象者に会員規約や諸規定を自ら遵守させる義務を負うものとします。

4. 会員及び同居人並びにサービス対象者が本サービスを利用する場合、会員IDに記載してある会員IDの提示告知を必要とします。

5. 会員サービスの種類(安心サービス、再入居費用サポートサービス、快適サービスを含む)、サービスの個々の内容、利用価格、利用時間や時間帯は、当社により会員に配布される情報誌(以下「ガイドブック」という)もしくは当社ホームページで紹介いたします。

第4条(会員証、会員ID・パスワードの発行及び再発行)

1. 当社が入会の申込みを承諾し会員になった方に対して、1会員(1契約)につき1つの会員IDを発行します。

2. 会員証を紛失した場合、もしくは同居人の会員証発行希望の場合は、当社へ連絡をし、当社所定の用紙に必要事項を記載の上、発行・再発行に必要な所定金額を添えて当社に発行・再発行を依頼するものとします。当社は、それを承諾した場合、速やかに発行・再発行致します。

3. 前項通知がなされたことにより会員が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条(隠匿禁止)

会員は、取得した権利(会員証・会員ID・パスワードを含む)を第三者に譲渡、売買、質権設定、その他の担保に供することはできません。

第6条(会費)

1. 本サービスの会費は、当社所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。

2. 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、もしくは会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返還しないものとします。

3. 会費を滞納した場合、滞納している期間は本サービスを受けられません。

第7条(有効期間及び更新)

1. 会員期間1年及び2年の会員

(1) 本サービスの有効期間は、当社所定の入会申込書に記載された入居日の14日後から数えて1年間もしくは2年間とします。但し、サービス対象物件が賃貸借物件の場合の会員は、賃貸借契約の終了をもって終了とします。

(2) 会員がサービス対象物件を退去した場において、本サービスの有効期間内であれば、特別として、会員の方から移転する先の物件の住所・物件名等、当社が必要とする情報を当社宛に事前通知し、当社が承認をした場合には、本サービスの残存期間は移転先も有効とします。

(3) 更新の継続期間は更新日より1年間もしくは2年間とします。但し、賃貸借契約物件の場合は、本条第1項(1)の但し書き同様賃貸借契約の終了をもって原則終了としますが、本条第2項(2)の特例の権利も適用されます。

(4) 更新時の会費の支払い方法が口座振替の会員(サービス期間2年間の場合は、2年目以降の会費を、1年毎の2回に均等分割して振替します)は、

(5) 更新時の会費の支払い方法が口座振替の会員(サービス期間1年間及び2年間)には、口座振替期日以前に弊社からの会員の個別の通知はしません。口座振替(更新手続き)を希望しない場合は、サービス満了日の60日前までに当社に通知します。

(6) 会員が重複して本サービス申し込み、当社が受け付けた場合は、先契約と重複している会員期間を後契約の会員期間満了日の翌日から期間延長します。

(7) 本サービスの有効期間が終了した場合及び退会した場合、会員は速やかに当社へ会員証等を返却するものとします。

第8条(登録情報変更の届出)

1. 会員は住所や連絡先、もしくは同居人等の情報等、当社に届出している内容(以下「登録情報」という)に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取れるものとします。

2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞により、登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は、その如何なる責任も負いません。

3. 会員は、登録情報に変更がある場合で、その届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第9条(退会・会員資格の取消)

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、当社にその旨を退会希望日の40日前までに届出するものとします。その届出を怠ったことにより当社が会費の支払いを受けた場合、一切返金はいたしません。

2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。

(1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合

(2) 本規約または諸規定等に違反した場合

(3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合

(4) 会費を滞納した場合

(5) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第10条(個人情報)

1. 当社は、本サービスの申込みまたは利用等を通じて知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。

2. 会員は、当社が次の場合において個人情報を使用することあらかじめ同意するものとします。

(1) 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、もしくは改善等に活用するための各種アンケートの実施

(2) 本サービスの業務遂行にあり当社は第三者に業務を委託する場合があります。業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社(以下「提供会社」という)への会員の個人情報の提供

(3) 当社または公共の安全を守るために緊急に開示の必要性がある当社が判断したとき

(4) 本サービスの運営維持のため、もしくは当社権利または財産保護等において必要不可欠と判断したとき

(5) 申込承諾作業および本サービスの提供ならびに関合せ対応のため

(6) 本サービスに関する情報を通知するため

(7) 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため

(8) 本サービスの本来の付帯する機能・サービス等の提供または会員の依頼に基づくサービス提供のため、提供会社と間で取次ぎをする場合、または共同利用する場合

(9) その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき

3. 会員は、当社及び提供会社が会員以下の個人情報を使用しての方法で取得し、これを利用することに同意します。

(1) 会員ID、パスワード

(2) 姓名、性別、生年月日

(3) 電話番号、郵便番号及び住所、メールアドレスなどの連絡先

(4) その他当社が必要と判断した事項等

第11条(免責)

1. 当社は、本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む)等について、いかなる責任も負いません。

2. 当社は、会員が会員の会員期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等に関する場合も同様に、一切の責任を負いません。

3. 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。

4. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第12条(会員規約の変更)

当社は、目的の遂行に必要な場合またはその他必要に応じて、会員の承諾または会員の事前通知なく、会員規約を変更できるものとします。

第13条(管轄裁判所)

会員規約に關し訴訟の必要性が生じた場合は、福岡地方裁判所をもって第一審専属の合意管轄裁判所とします。

第2章 安心サービス

本章では、安心サービスについて記します。安心サービスとは、第14条に記載の各種サービスの総称です。

第14条(駆付サービス)

1. 会員は次の各号のトラブルが生じたとき、当社の専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急駆付のサービス(以下「駆付サービス」という)を受けることができます。駆付サービスの内容は、次の①から③を含め、その他のサービスについては、ガイドブック及び当社運営のホームページで紹介。尚、サービス内容によって受付時間等が異なる場合があります。暮らしに役立つ各種サービス(以下「快適サービス」という)の内容についての規約は、第4章に記載します。

①鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブル

②水まわりのトラブル

③ガラスのトラブル

2. 駆付サービスの緊急対応の定義は次の通りとします。

(1) 初期駆付対応を一次駆付作業とし、(60分以内の部品代を除く作業代は無料)

(2) 部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業する場合を二次駆付作業とする。

3. 駆付サービスを会員が受ける場合、次の提示が必要となります。

(1) 会員証(会員ID)

(2) 免許証(もしくは顔写真付きの公的機関証明書(但し、免許証等の身分証明証の住所が本サービス対象物件の所在地と一致が必要))

4. [宿泊補助サービス]

鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルにおいての駆付サービス時に、開錠が出来なかったとしても、有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大5,000円までを支給します。

1. 給付対象

① 宿泊補助金は、年に1回までのサービスであること

② 利用可能施設は、日付入りの領収書を該当日を含め、5日以内に当社に提出すること

③ 当社所定の補助金申請用紙を該当日を含め、5日以内に当社に提出すること

④ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること

(2) 当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受けた月の翌月末までに宿泊補助金をお振込み致します。

5. [ガラス交換補助サービス]

ガラスのトラブルにおいての駆付サービス時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した際の補助金として、最大30,000円までを支給致します。但し、他保険会社による当該部品の保険金充当がなされた場合は、当社からは支払いません。

1. 給付対象

① 他保険会社より当該事故による保険金の支払いがなされていないこと

② 当社所定の補助金申請用紙を該当日を含め、5日以内に当社に提出すること

(3) 当社が、ガラス交換補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受けた月の翌月末までにガラス交換補助金をお振込み致します。

6. 駆付サービス作業を行った際、管理会社とその他関係各社への状況報告のため現場作業を撮らせていただきます。

7. なお、会員は、駆付サービスを受ける前に必ず賃貸人又は賃貸人代理人(管理会社)に当該サービスを受ける旨を連絡してください。

第15条(利用料金)

1. 会員は、本サービスを利用する有効期間において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料で問い合わせができるものとします。但し、第14条第1項(2)の場合で、同条第2項(1)に記載する時間を超過した作業代金は、(1)は同条第2項(2)に記載する部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金については、別途、会員が実費負担します。

2. 会員が法人の場合、前項の費用負担の請求先は同居人(個人)に対して行います。但し、同居人(個人)が支払いを拒否したとき、支払いが受けられない場合には、当社は、その請求を会員である法人に対して行います。

3. 駆付サービスを受けた後、二次駆付が必要となった場合、会員は賃貸人又は賃貸人代理人(管理会社)の承諾を得た上で、別途有料(作業料金・部品代)で当社にサービス依頼することがあります。

4. 当社は、利用料金の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第16条(除外事項)

1. 本サービスは、駆付サービスの対象外とします。

(1) 建物共有部分におけるトラブル事案の場合

(2) 専有部室以外のトラブル事案の場合

(3) 午後9時以降午前0時までの時間帯における破綻による開錠の場合

(4) サービス対象物件以外の住宅の場合

(5) 会員が、会員規約等に違反した場合

(6) 災害、天災、暴動等に起因する場合

(7) その他、当社が不適切と判断した事案の場合

第3章 再入居費用サポートサービス

本章では、再入居費用サポートサービスについて記します。

第17条(サービス内容)

当社代理店を介しての会員において、入会期間中にサービス対象物件で、侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件を3ヶ月以内で転居する場合、本制度に従って再入居費用として見舞金10万円を支給する制度です。

第18条(再入居費用給付条件)

本制度において、再入居費用(以下「見舞金」という)支給の条件は、以下の通りです。但し、1年分以上の会費を支払うまでは給付の対象にはなりません。尚、この制度は、次の全ての要件を満たしている場合に限り支給される制度です。

(1) サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3ヶ月以内当該物件の引越を完了し、且つ、他の転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること

(2) 侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完全に終了していること

(3) 転居先の再入居物件が、当社代理店の仲介・斡旋であること

(4) 見舞金の支払いは、有効期間中1回に限る(2回目以降は対象外)

(5) 当社が適切と判断すべき合理的な理由があること

第19条(除外事由)

次の各号の、いずれかに該当する場合は、見舞金は支給されません。

(1) 会員の不在中に施設錠をいけなかった場合の侵入盗難被害、及び会員の故意または重大過失による侵入盗難被害、その他会員の犯罪行為や会員の闘争行為による侵入盗難被害

(2) 窓外ベランダにおける盗難被害

(3) 会員及び会員の同居人、親族、使用人、止居人、監守人、その他、サービス対象物件に入居する者が可能な者が加担した行為による侵入盗難被害

(4) 会員及び会員の同居人、親族、使用人、止居人、監守人、その他サービス対象物件に入居する者が可能な者が使用中の侵入盗難被害

(5) 戦争その他の変乱による侵入盗難被害

(6) 地震、噴火、洪水、大雪災害、その他の天災の影響のもとでの侵入盗難被害

(7) 核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の発生の影響のもとでの侵入盗難被害

(8) 前号以外の放射線照射または放射能汚染による侵入盗難被害

(9) 盗難の被害が無かった場合

(10) 警察に達やかに届出をしていない場合

(11) 侵入盗難被害が発生した日から数えて5日以上、当社に報告しなかった場合

(12) 転居先の再入居物件の「仲介・斡旋不動産業者」が当社代理店以外の場合

(13) 会員が、会員規約等に違反した場合

(14) その他、当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第20条(見舞金請求の受付及び支払い)

会員は事故が発生した場合、5日以内に以下の各号の事項を当社に報告し、当社所定の申請書に記入し、提出する必要があります。また、見舞金請求の受付業務及び侵入盗難被害事象の調査業務を行います。

(1) 当社の調査業務の確認事項

① 会員ID、住所、氏名、電話番号、性別

② 被害発生の日時と詳細な状況

③ 公的機関が発する事故証明書の有無

(2) 当社に対して見舞金請求を行う場合、会員は次の資料を添付しなければいけません。

① 警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号

② 当社所定の事故発生報告書

③ 盗難に遭った財産等や被害額を証する書類

④ 被害状況写真の写し

⑤ 会員の本人名義の金融機関口座番号

⑥ 転居先の賃貸借契約書の写し

⑦ その他、当社が必要と認める書類

(3) 当社が、再入居費用サポートサービスの対象事故であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受けた月の翌月末までに見舞金をお振込み致します。

第4章 快適サービス利用規約

本章の利用規約(以下「本利用規約」という)は、本サービスの一部として提供会社が発行する暮らしのほっとラインサービス(以下、「快適サービス」という)の健全な運営を図るために定めるものとします。

第21条(目的)

快適サービスは、会員の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。

第22条(サービス内容)

快適サービスは、提供会社による商品の斡旋・販売または各種サービスの手配、取次、紹介、特典及びサービス利用のツールを提供するものとします。

第23条(利用資格)

快適サービスは、会員又は会員の二親等以内の親族に限り利用できるとし、利用時に会員又は会員の二親等以内の親族に同伴する場合は原則としてその同伴者に同条件が適用されます。但し、快適サービスの提供条件は、制限される場合もあります。

第24条(利用方法・時間)

会員は、本利用規約及びガイドブック、会員専用ホームページ(以下「ホームページ」という)に記載された内容等に従って自らの責任と負担にて快適サービスを利用するものとします。会員専用サービスセンターへの受付時間は24時間年中無休となります。但し、一部の快適サービスの受付時間は、1時から21時(土日祝日は18時)までとし、年末年始は休業となります。ホームページからの受付は24時間年中無休となります。尚、利用方法はメニューによって異なるものとします。

第25条(内容の変更・中止)

快適サービスは、目的の遂行に必要な場合、または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員は承諾または会員の事前通知なく内容を変更し、快適サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。また以下の場合は快適サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 震災・火災・洪水・液状・戦争・騒乱・労使争議

(2) システム障害・停電

(3) サービスに係るシステムの定期的または緊急に行う保守・点検

(4) その他予測できない事態

第26条(禁止行為)

会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 快適サービスを営利目的で利用する行為、またはこれを通過して営利を得るもの行為

(2) ガイドブック及びホームページに記載されている内容を超える快適サービスの提供を求める行為、または本利用規約を濫用する行為及びそれと類する行為

(3) 快適サービスに係る個人情報・法人・団体を誹謗中傷する行為

(4) 快適サービスに係る個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為

(5) 快適サービスに係る個人・法人・団体に不利益または損害を与えたり、または与えられたい行為

(6) 政治・選挙・宗教活動等個人の思想による活動の一切と、それに類する行為

(7) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、またはこれに関連する行為

(8) 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為

(9) その他、快適サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第27条(提供の拒否)

以下の事由に該当した場合、快適サービスの提供を拒否することができるものとします。

(1) 会員が、本利用規約又はガイドブック及びホームページの「利用上の注意」等に違反した場合

(2) 会員が前条の禁止行為を行った場合

(3) 当社が会員として不適切と判断した場合

第28条(問題解決)

会員は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決にあたるものとし、当社は一切責任を負いません。

第29条(免責)

当社は、当社の側に生じた事由により生じた損害については、その責を免れるものとします。当社は、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害についても、本利用規約またはガイドブックならびにホームページの「利用上の注意」の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、その責を免れるものとします。また、会員が快適サービス利用の際、電話、FAX、携帯電話、パソコン、インターネット環境、プリンタなどの機器や諸設定が適応する方が対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員の側面からの不具合によって、快適サービスが正しく機能しない場合、当社はその責を免れるものとします。

第1章 総則

第1条(規約)

1. この規約は、株式会社シード・コーポレーション(以下「当社」という)が運営する「暮らしのほっとラインSEED24light」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約(以下「会員規約」という)を定めるものである。

第2条(定義)

1. 「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続(会費納入を含む)を行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。尚、当社の承認は、会員登録(以下「会員登録」という)を発行することにより行なわれます。入会希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。

第3条(本サービスの利用及び種類)

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。

第4条(会員登録の発行及び再発行)

1. 当社が入会の申込みを承諾し会員になった方に対して、1会員(1契約)につき1つの会員登録を発行します。

第5条(譲渡禁止)

1. 会員は、取得した権利(会員登録を含む)を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第6条(会費)

1. 本サービスの会費は、当社所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。

第7条(有効期間及び更新)

1. 本サービスの有効期間は、当社所定の入会申込書に記載した入居日の3営業日後から開始致します。但し、本サービス対象物件が賃貸借物件の場合の会員は、賃貸借契約の終了をもって終了とします。

第8条(登録情報変更の届出)

1. 会員は住所や連絡先、もしくは同居人等の情報等、当社に届出している内容(以下「登録情報」という)に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。

第9条(退会、会員登録の取消)

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、当社にその旨を退会希望日より40日前までに必ず届出することとします。その届出を怠ったことにより当社が会費の支払いを受けた場合、一切返金はいたしません。

2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。

第10条(個人情報)

1. 当社は、本サービスの申込みまたは利用等を通して知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。

第11条(免責)

1. 当社は、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む)等について、如何なる責任も一切負いません。

第12条(目的の達成)

1. 当社は、目的の達成に必要な場合または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員の承諾または会員へ事前通知なく、会員規約を変更できるものとします。

第13条(管轄裁判所)

1. 本規約に關し訴訟の必要性が生じた場合は、福岡地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 安心サービス

第14条(火災サービス)

1. 会員は次の各号のトラブルが生じたとき、当社の専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急駆付のサービス(以下「駆付サービス」という)を受けることができます。

- (1)鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブル
(2)水まわりのトラブル
(3)ガスのトラブル
(4)駆付サービスの緊急対応の定義は次の通りとします。
(1)初期駆付対応を「一次駆付」作業という。(60分以内の部品交換を除く作業代は無料)
(2)部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業をする場合を「二次駆付」作業という。
(3)駆付サービスを会員が受ける場合、次の提示が必要となります。

- (1)会員登録
(2)免許証、もしくは顔写真付きの公的機関証明書(但し、免許証等の身分証明書の住所が本サービス対象物件の所在地と一致が必要)
(3)「宿泊補助金サービス」

鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルについての駆付サービス時に、鍵錠が出来なかったことにより有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大30,000円までを支給致します。

- (1)給付条件
①宿泊補助金は、年に1回までのサービスであること
②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を該当日を含め、当社へ5日以内に提出すること
③当社所定の補助金申請用紙を該当日を含め、当社へ5日以内に提出すること
④当社が適切と判断すべき合理的理由があること
(2)当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに「宿泊補助金」をお振込み致します。

5. ガラス交換補助金サービス
ガラス交換補助金サービス時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した際の補助金として、最大30,000円までを支給致します。但し、他保険会社による当該事故の保険金充当がなされた場合は、当社からは支払いしません。

- (1)給付条件
①ガラス交換補助金は、年に1回までのサービスであること
②他保険会社より当該事故による保険金の支払いがなされていないこと

③当社所定の補助金申請用紙を該当日を含め、5日以内に当社に提出すること

(2)当社が、ガラス交換補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までにガラス交換補助金をお振込み致します。

6. 駆付サービスで作業を行った際に、管理会社とその他関係各社への状況報告のため現場写真を撮らせていただくことがあります。

7. なお、会員は、駆付サービスを受ける前に必ず賃貸人又は賃貸人代理人(管理会社)に当該サービスを受ける旨を連絡してください。

第15条(利用料金)

1. 会員は、駆付サービスを、有効期間内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料にて問い合わせができるものとします。但し、第14条第1項の場合で、同条第2項(1)に記載する時間を超過した作業代金、もしくは同条第2項(2)に記載する部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金については、別途、会員の責を負担とします。

第16条(除外事項)

1. 会員は、駆付サービスの対象外とします。
(1)建物共有設備におけるトラブル事業の場合
(2)午後9時以降午前9時までの時間帯における破綻による開錠の場合
(3)サービス対象物件以外の住宅の作業の場合
(4)会員が、会員規約等に違反した場合
(5)災害、天災、暴動等に起因する場合
(6)その他、当社が不適切と判断した場合

第3章 生活便利サービス

1. 本規約(以下「本利用規約」という)は、本サービスの一部として提供会社が提供する各種サービス(以下「生活便利サービス」という)の健全な運営を図るために定めるものとします。

第17条(目的)

1. 生活便利サービスは、会員の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。

第18条(利用資格)

1. 生活便利サービスは、会員及びその同居人並びにサービス対象者に限り利用できるものとします。

第19条(利用方法)

1. 会員は、本利用規約及びパンフレットに記載された内容等に従って自ら責任と負担により生活便利サービスを利用するものとします。会員専用カスタマーセンターの受付時間は24時間中無休となります。但し、生活便利サービスの提供時間はサービスの種類により異なります。

第20条(内容の変更・中止)

1. 当社は、目的の達成に必要な場合、またはその他必要に応じて、会員の承諾または会員への事前通知なく内容を修正し、サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。また以下の場合は生活便利サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1)震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労使争議
(2)システム障害・停電
(3)本サービスに係るシステムの定期的または緊急に行う保守・点検
(4)その他予測できない事態

第21条(禁止行為)

1. 会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。
(1)生活便利サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを通じて営利を得る目的の行為
(2)パンフレットに記載された内容を超越するサービスの提供を求めたり、または本利用規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
(3)生活便利サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
(4)生活便利サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
(5)生活便利サービスに係わる個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為、または与える恐れのある行為
(6)政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
(7)犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、またはそれに類する行為
(8)法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
(9)その他、生活便利サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第22条(提供の拒否)

1. 以下の事由に該当した場合、生活便利サービスの提供を拒否することができるものとします。
(1)会員が、本利用規約に違反した場合
(2)会員が、前条の禁止行為を行った場合
(3)当社が会員として不適切と判断した場合

第23条(問題解決)

1. 会員は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社と間で問題解決にあたるものとします。当社は一切責任を負いません。

第24条(免責)

1. 当社は、当社の責に帰せぬ事由により生じた損害については、その責を負いません。但し、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、その責を負います。また、会員が生活便利サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸設定で適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合によって、生活便利サービスが正しく機能しない場合、当社はその責を負いません。